

第2部 財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について

目次

I. 外部監査の概要	53
1. 外部監査の種類	53
2. 選定した特定の事件(監査テーマ)	53
(1) 外部監査の対象	53
(2) 監査対象期間	53
3. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由	53
4. 外部監査の方法(監査要点及び実施した主な監査手続)	54
(1) 財政的援助団体等の現状分析	54
(2) 財政的援助団体等の事務執行の妥当性	54
5. 外部監査の実施期間	55
6. 外部監査人補助者の資格と人数	55
7. 利害関係	55
II. 財政的援助団体等の概要、監査結果及び意見	56
<株式会社 高松市食肉卸売市場公社>	56
1. 株式会社 高松市食肉卸売市場公社の概要	56
(1) 設立目的	56
(2) 事業内容等	56
(3) 事務執行の概要	58
2. 食肉公社の経営状況	59
(1) 損益状況	59
(2) 処理頭数及び一頭当たり取扱高	60
3. 食肉公社に関する監査結果	60
(1) 肉用牛売却証明書の発行手続について	60
(2) 枝肉損害補償金について	61
(3) 備品の管理について	62

4. 食肉公社に関する監査結果に添えて提出する意見	62
(1) 高松市食肉加工(株)への出資について	62
(2) 事務委託契約書について	63
(3) 出荷業務料及び出荷奨励金について	63
(4) 高松市食肉センター関連支出について	64
< 財団法人 高松市学校給食会 >	65
1. 財団法人高松市学校給食会の概要	65
(1) 設立の目的	65
(2) 事業内容	65
(3) 事務執行の概要	66
2. 給食会の経営状況	69
(1) 経営成績の経年比較分析	69
(2) 利用状況の経年比較分析	71
(3) 他の自治体との比較分析	71
3. 給食会に関する監査結果	72
4. 給食会に関する監査結果に添えて提出する意見	72
(1) 主食の納入業者について	72
(2) パッケージソフトの導入	72
< 財団法人 高松市スポーツ振興事業団 >	73
1. 財団法人 高松市スポーツ振興事業団の概要	73
(1) 設置の目的	73
(2) 事業内容	73
(3) 事業団の取引の概要	75
(4) 事務執行の概要	76
2. 事業団の状況分析	78
(1) 収支状況の経年比較分析	78
(2) 使用状況の経年比較分析	82
(3) 民間の同様施設との比較	85

(4) 行政コスト計算書による検討	86
3. 事業団に関する監査結果	89
(1) 再委託先の選定について	89
(2) 備品の管理について	90
(3) 税務申告について	90
(4) 手数料単価誤りについて	90
(5) 使用券・使用回数券管理台帳と現物の不一致及び押印もれ	91
(6) 領収書控と会計伝票との照合	91
4. 事業団に関する監査結果に添えて提出する意見	92
(1) 民間との競合について	92
(2) 人件費について	93
(3) 滞留商品について	93
(4) 放置艇への対応について	93
< 監査結果に添えて提出する意見：共通事項 >	94
・ 外郭団体の見直しについて	94

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法(以下「法」という。)第252条の37第4項及び高松市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条1号、2号並びに5号に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

(1) 外部監査の対象

財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について

なお、監査対象とした財政的援助団体等は、次のとおりである。

株式会社 高松市食肉卸売市場公社

財団法人 高松市学校給食会

財団法人 高松市スポーツ振興事業団

(2) 監査対象期間

原則として平成13年度(必要に応じて、過年度についても対象とした。)

3. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

高松市は、行政サービスを弾力的に提供するため、多くの財政的援助団体等のいわゆる外郭団体を設立し、高松市の所有する主要な公の施設の運営管理を委託するほか、それら財政的援助団体等に多額の補助金及び委託料を支出している。近年、高松市に限らず多くの自治体で財政的援助団体等の採算性や必要性が問題視されており、社会的に関心が高まっている。

今回監査の対象とした財政的援助団体等は、事業の内容から判断していずれも市民生活に密接に関連するものであり、事業規模が比較的大きな団体である。

よって、当該財政的援助団体等の事務執行の是非が高松市及び市民生活に与える影響が重要であると判断して、監査対象とした。

4. 外部監査の方法(監査要点及び実施した主な監査手続)

(1) 財政的援助団体等の現状分析

財政的援助団体等の事務に関する現状を理解し、近年の傾向及び問題の所在を概括的に把握するために、以下の手続を実施した。

経営成績の経年比較

施設等の利用状況の経年比較

民間の同様施設との比較

行政コスト計算書による検討

(2) 財政的援助団体等の事務執行の妥当性

取引の概要把握

各財政的援助団体等と高松市及び外部業者との取引の概要を把握するため、担当者への質問及び関連書類の閲覧を実施した。

事務執行の妥当性検討

(a) 業務委託料等支出取引の管理状況の検討

支出取引の妥当性を検討するために、担当者への質問、関連書類の閲覧並びにサンプルを抽出し証憑突合を実施した。

(b) 人事管理の状況の検討

人事管理の妥当性を検討するために、人員の概況や給与計算に係る管理体制、規程の整備状況等を担当者に質問し、関連書類の閲覧を行った。さらに抽出したサンプルについて、給与支給額が規程等に従って算定され、支給されているかを検討した。

(c) 負担金等の収納管理状況の検討

使用料等の負担金の収納取引について、事務手続の概要を担当者に質問し、関連書類の閲覧を行った。また、抽出したサンプルについて、適切に事務処理されているかを検討した。

高松市スポーツ振興事業団では使用券及び使用回数券を発行しているため、これに係る管理状況も担当者に質問し、関連書類の閲覧、証憑突合及び現物実査を実施した。

(d) 財産管理の状況の検討

財政的援助団体等が所有もしくは高松市から使用許可されている施設、備品等の管理方法を担当者に質問し、関連書類の閲覧を実施した。主要なものについては、財産台帳等と現物を照合し、適切に現物管理されているか検討した。

5. 外部監査の実施期間

平成 14 年 10 月 2 日から平成 15 年 1 月 31 日まで

6. 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士	5 名
弁護士	1 名
税理士	1 名
会計士補	1 名

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 財政的援助団体等の概要、監査結果及び意見

< 株式会社 高松市食肉卸売市場公社 >

1. 株式会社 高松市食肉卸売市場公社の概要

(1) 設立目的

株式会社 高松市食肉卸売市場公社（以下、「食肉公社」という。）は、高松市郷東町に平成 11 年 10 月に開設した高松市食肉センターにおいて、食肉卸売市場の開設、食肉及び獣畜のと殺解体処理に伴う副産物の販売委託業務並びに冷凍保管に関する事業等を目的とする法人として平成 11 年 10 月 4 日に設立された。また、食肉公社が当該センターで開設する食肉市場を畜産農家が肉用牛を売却する際に肉用牛の売却による農業所得課税の特例（租税特別措置法第 25 条（注））を受けられることができる認定市場（平成 12 年 1 月 31 日付け農林水産省指令 12 畜 A 第 101 号、租税特別措置法施行令第 17 条第 2 項 4 号）にすることを目的として、その認定条件を達成するために高松市は食肉公社の株主として、総発行済株式 599 株の過半数に当たる 300 株を出資している。

（注）家畜改良増殖法により登録されている肉用牛又は売却価額が一頭 100 万円未満の肉用牛は、食肉公社の発行する肉用牛売却証明書により税務上免税措置を受けられる（租税特別措置法第 25 条第 1 項）。

(2) 事業内容等

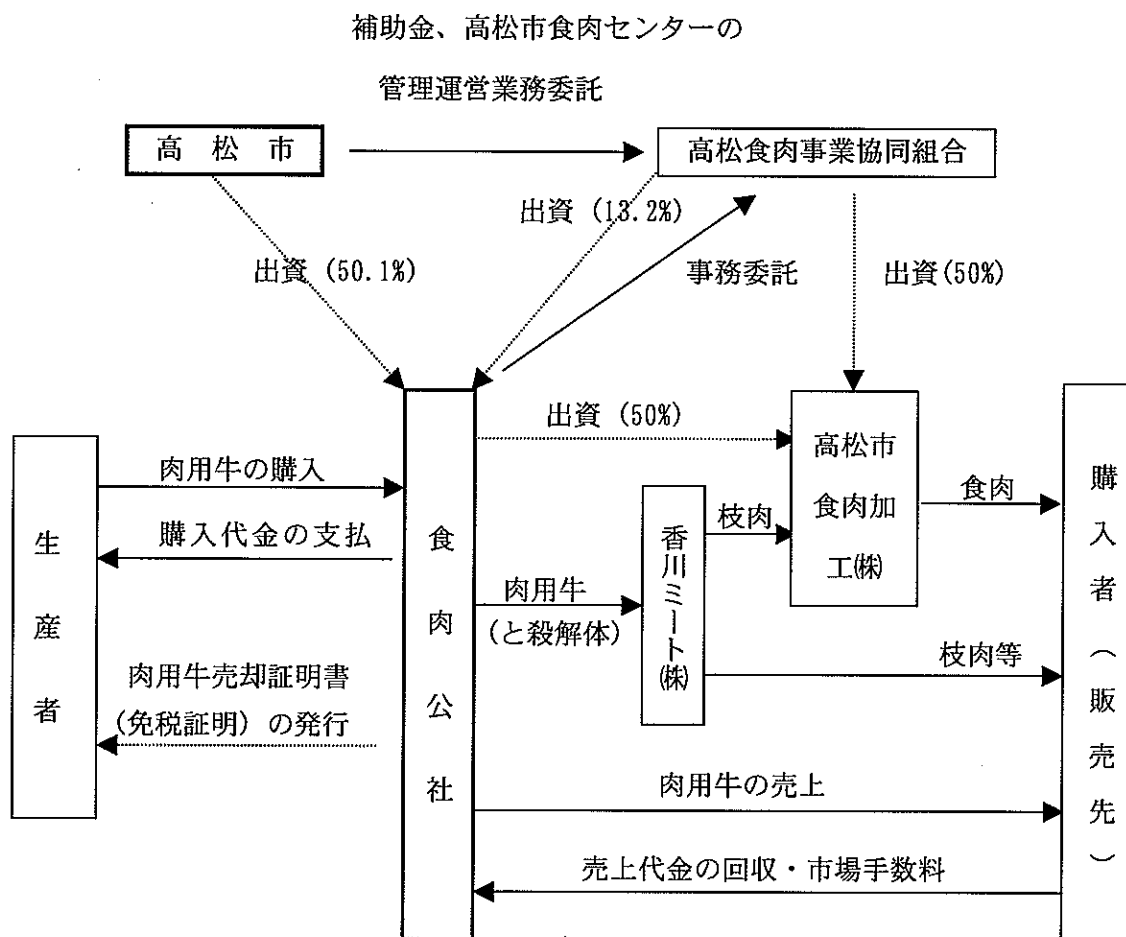
食肉公社は、高松市食肉センターにおいて肉用牛の購入・販売を行うとともに、それに伴う上記の肉用牛売却証明書の発行業務を行っている。肉用牛の購入・販売の方法は、生産者と購入者との直接交渉による「相対取引」と食肉卸売市場の開設による「せり売り」があり、そのうち相対取引が大半を占めている。なお、食肉公社では、現在のところ食肉及び獣畜のと殺解体処理に伴う副産物の販売委託業務並びに冷凍保管に関する事業を行っていない。

ただし、食肉公社の経営管理は、実質的な事業主体である高松食肉事業協同組合に全て委託されており、食肉公社の職員はおらず、同組合の職員が食肉公社の事務一切を

行っている。このことから、食肉公社の本来的な設立目的は、肉用牛売却証明書の発行を行い、それにより肉用牛の集荷拡大を図ることであると考えられる。

また、食肉公社の取締役及び監査役は、平成14年3月31日現在、7名（うち6名が同組合の役員を兼務）であり、その全員が無報酬である。

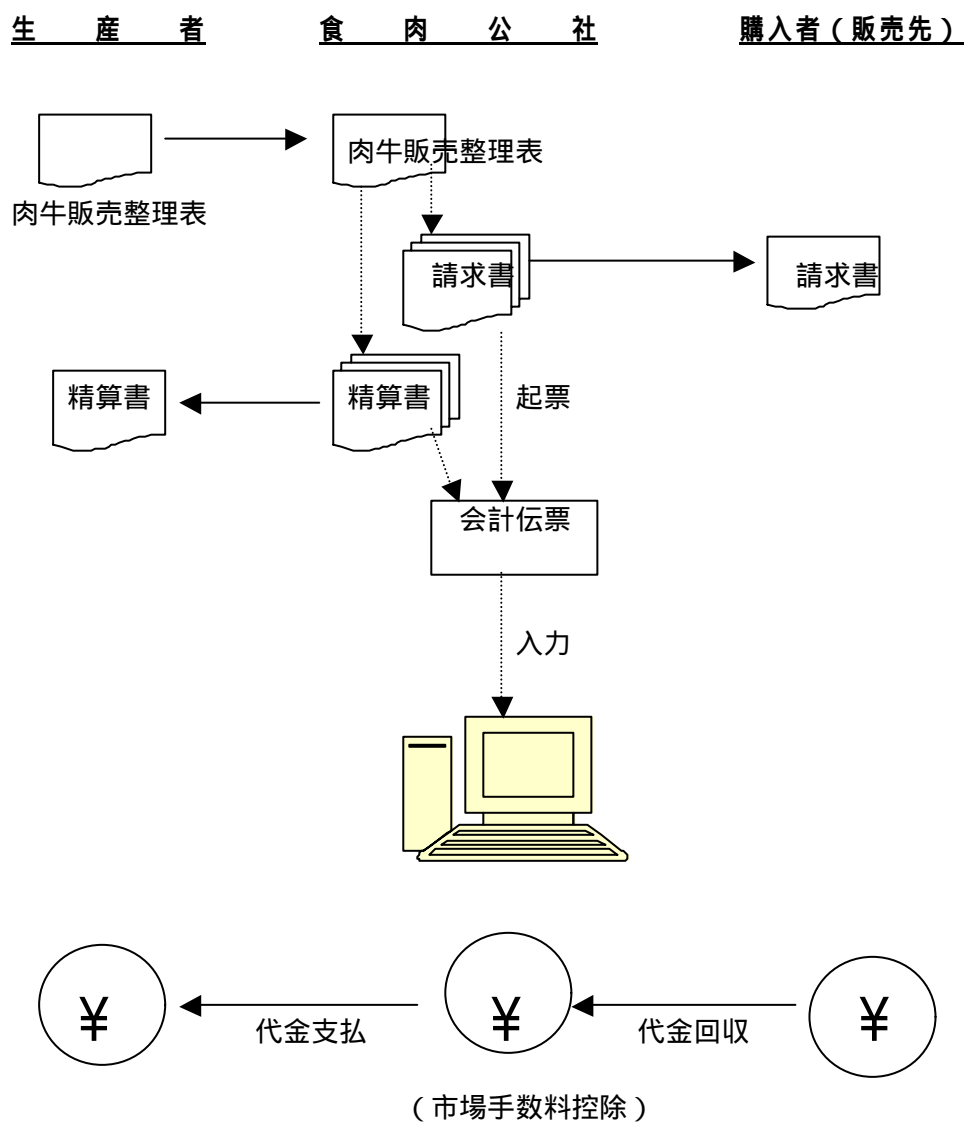
なお、食肉公社と高松市及び同組合等の関連は、以下のとおりである。



(3) 事務執行の概要

食肉公社が販売受託した肉用牛について、生産者から販売先、販売金額等が記載された肉牛販売整理表が食肉公社に提出される。食肉公社では、提出された肉牛販売整理表に基づき、請求書と精算書を作成し、それぞれ販売先と生産者に送付するとともに会計伝票を起票し、会計システムに入力している。

その後、売買代金が販売先より回収され、それから 3.5%の市場手数料を相殺した残高が生産者に支払われる。したがって、食肉公社の実質的な収入はこの市場手数料のみであり、これによって食肉公社の全費用が賄われる。



2. 食肉公社の経営状況

食肉公社の設立以降の経営状況の推移は、以下のとおりである。

(1) 損益状況

(単位：千円)

科 目	平成11年度 (注)	平成12年度	平成13年度
営業収益	263,736	1,721,138	1,387,489
1. 売上高	254,818	1,662,937	1,340,571
2. 市場手数料	8,918	58,201	46,918
売上原価	262,048	1,710,863	1,376,144
1. 仕入高	254,818	1,662,937	1,340,571
2. 出荷業務料	2,899	19,660	12,785
3. 出荷奨励金	4,331	28,266	22,788
売上総利益	1,688	10,275	11,345
販売費及び一般管理費	1,610	10,136	11,412
1. 事業経費一般管理	1,132	4,690	6,144
2. 集荷特別対策費	478	3,001	2,393
3. 補償基金負担金		1,760	2,022
4. 完納奨励金		685	853
営業利益	78	139	-67
営業外収益	2	120	203
1. 受取利息	2	12	3
2. 雑収入		108	200
営業外費用	17		
雑損失	17		
当期利益	63	259	136

(注) 食肉公社は、平成12年2月より営業を開始したため、平成11年度の損益は実質2ヶ月間のものである。

平成13年度に売上高が20%近く減少している。これは、下記(2)処理頭数及び一頭当たり取扱高のとおり、食肉公社が受託した肉用牛処理頭数は増加したものの、平成13年9月のBSE(牛海綿状脳症、狂牛病)の発生による肉用牛価格の大幅な下落があったことによるものである。

(2) 処理頭数及び一頭当たり取扱高

摘 要	平成11年度 (注3)	平成12年度	平成13年度
1. と畜肉用牛(頭)	1,152	7,741	8,337
2. 受託肉用牛(頭) (注2)	573	3,423	4,267
受託割合	50%	44%	51%
3. 取扱高(千円)	254,818	1,662,937	1,340,571
4. 受託肉用牛一頭当たり取扱高(千円)	445	486	314

(注1) 上記数値は、食肉公社が作成した経営状況報告書によった。

(注2) 受託肉用牛は、高松市食肉センターで処理したと畜肉用牛のうち、食肉公社が取扱った肉用牛である。

(注3) 食肉公社は、平成12年2月より営業を開始したため、平成11年度の数値は実質2ヶ月のものである。

3. 食肉公社に関する監査結果

食肉公社の出納その他の事務の執行状況について、下記のとおり一部改善を要する事項が認められた。適切な改善措置を講じられたい。

(1) 肉用牛売却証明書の発行手続について

食肉公社は、前記1.(1)設立目的で記載しているとおり、肉用牛生産者が肉用牛の売却による農業所得税の特例(租税特別措置法第25条)を受けるために必要な「肉用牛売却証明書」(租税特別措置法第25条第4項、同施行規則第9条の3)の発行業務を行っている。

食肉公社は、同証明書の発行手続につき「肉用牛売却証明書発行規定」を設けており、当該発行規定第2条(1)によれば、「証明書の発行を申請する者は、別紙様式「肉用牛売却証明書発行申請書」により、原則として出荷時に高松市食肉卸売公社に申請するものとする。」とある。また、同条(3)によれば、「証明書は、年別に通し番号を付

して発行し、かつ管理するものとし、その記録を発行後5年間保存するものとする。」とされているが、担当者への質問及び「肉用牛売却証明書」の閲覧の結果、当該発行規定に基づいた事務手続が行われていないことが判明した。

すなわち、食肉公社では、「肉用牛売却証明書」の発行申請を受けようとするものから、「肉用牛売却証明書発行申請書」の作成提出を求めておらず、食肉公社に同申請書は1枚も提出保管されていなかった。また、前記発行規定によれば、当該証明書を年別に通し番号を付けて保管するものとされているが、食肉公社では平成13年12月末までの売買については、1人(6頭分)以外は、証明書(食肉公社用控え)は保管されていなかった。

上記の理由について担当者に質問した結果、担当者は食肉公社経由の肉牛はすべて「肉用牛売却証明書」を発行するので特別に同申請書は必要ないものと誤解していたため、同申請書式を使用していなかった。また、売却が行われた際、食肉公社は出荷者から個別の売却者(生産者)名を聞いていなかったことから、売却者の住所氏名を空白にしたまま、証明書とその控えを出荷者などに送付し、控えを返送してもらうよう要請していたが、実際には控えが返送されないため、食肉公社では控えが保存されていなかった。ただし、平成14年1月以降はBSE(牛海綿状脳症、狂牛病)問題などもあり、生産者名を具体的に表示する要請が高まったことから、売却者名を把握するようになり、控えが保存されるようになっていた。

前記1.(2)事業内容等に記載したとおり、「肉用牛売却証明書」の発行業務は、食肉公社の本来的な設立目的の一つであり、その適正な発行手続は、食肉事業の健全な運営のために重要と考えられるため、所定の規定に則り実施する必要がある。

(2) 枝肉損害補償金について

高松市食肉センターでは、平成12年1月から平成13年3月にかけて肉用牛のと殺解体作業不良が発生し、これに伴う枝肉損害補償金のうち食肉公社負担分7,327千円が平成13年度の決算書に未払金計上されておらず、簿外となっている。当該補償金は、平成13年度以前に確定しているものであり、損失計上するとともに未払金計上する必要がある。

なお、当該補償金は当初 77,405 千円発生し、その後の分割支払により平成 14 年 3 月 31 日現在では、58,620 千円になっており、食肉公社、高松食肉事業協同組合、香川ミート(株) (と殺解体業者) がそれぞれ、5 : 5 : 30 の割合で負担しているものである。

(3) 備品の管理について

高松市食肉センター内の備品の中には、高松市所有のものもあり、それらは食肉公社、高松食肉事業協同組合等が管理・使用しているが、施設使用許可書等の中で管理・使用させることについて規定されておらず、食肉公社、高松食肉事業協同組合等では当該備品を特定できない状態である。また、高松市の管理台帳である食肉センター備品一覧でも管理・使用先が明記されていない。

当該備品についても、公金で購入した高松市の財産であり、施設使用許可書等の中で管理・使用に関して規定するとともに、定期的に使用状況と現在高の報告をさせる必要がある。

なお、高松市物品会計規則第 49 条 (現在高調査) 第 1 項では、「収入役、物品出納員及び物品取扱主任は、毎年度末において、その保管備品について現在高調査を行わなければならない。」と現在高調査を規定し、また、同条第 3 項では、「物品出納員及び物品取扱主任は、第 1 項の調査の結果を取りまとめ、その課における備品現在高報告書 (様式第 16 号) を作成し、課長を経て収入役に報告しなければならない。」と報告義務を規定している。

4. 食肉公社に関する監査結果に添えて提出する意見

地方自治法第 252 条の 38 第 2 項の規定に基づき、次のとおり意見を提出する。

(1) 高松市食肉加工(株)への出資について

食肉公社は、設立後の間もない時期に、高松市食肉センター内で食肉の加工処理を目的とした高松市食肉加工(株)を高松食肉事業協同組合と共同で設立した。食肉公社の同社への出資額は、20,000 千円であり、高松食肉事業協同組合も同額出資している。

ところで、食肉公社は、前記 1 . (1) 設立目的で記載しているとおり、食肉卸売市場の開設と食肉副産物の販売委託及び冷凍保管を目的とするとともに、肉用牛生産者に

肉用牛の売却による農業所得課税の特例を受けるために必要な肉用牛売却証明書の発行をすることを目的に設立された法人であり、食肉の加工処理自体は目的としていないものと判断される。

したがって、食肉の加工処理を目的とした高松市食肉加工㈱に食肉公社の資本金（29,950 千円）の 67%に当たる多額の出資をすることは、食肉公社の設置目的から判断して、関連性が希薄であると考えられる。また、当該出資の承認手続について、取締役会議事録が作成されておらず、法的手続（商法第 260 条第 2 項、同第 260 条の 4）についても改善を要する。

(2) 事務委託契約書について

前記 1.(2) 事業内容等でも記載したとおり、食肉公社の事務は全て高松食肉事業協同組合に委託しており、食肉公社は平成 13 年度（平成 13 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日）に事務委託料 3,480 千円を同組合に支払っているが、特に契約書は作成されていない。事務作業量から判断して、事務委託料金額は妥当なものと判断されるが、事務の委託内容及び金額等を明確にするため、事務委託契約書を作成する必要がある。

(3) 出荷業務料及び出荷奨励金について

食肉公社の平成 13 年度（平成 13 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日）の損益計算書では、支出の部に出荷業務料が 12,785 千円、出荷奨励金が 22,788 千円それぞれ計上されている。当該出荷業務料及び出荷奨励金は、出荷者に対して、取扱高の 1.0%及び 1.7%をそれぞれ支払っているものであるが、それに関する規定、契約書等は特に作成されていない。これらは、食肉公社にとって仕入高に次ぐ高額な支出であり、規定又は契約書により料率及び支払条件等を明確にしておく必要がある。

(4) 高松市食肉センター関連支出について

高松市食肉センターに関する高松市の負担額は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 13 年度実績	平成 14 年度予算
食肉センターと畜解体事業補助金 (補助先：高松食肉事業協同組合)	51,000	51,000
食肉センター管理運営業務委託料 (委託先：高松食肉事業協同組合)	217,167	234,286
支払利息	<u>55,474</u>	<u>55,474</u>
支出計	323,641	340,760
施設使用料収入	<u>50,016</u>	<u>50,089</u>
差引支出超過	<u>273,625</u>	<u>290,671</u>

上記のとおり、平成 13 年度の高松市が負担する高松市食肉センター関連支出は、受領する施設使用料収入 50 百万円を差し引いても、2 億 74 百万円の支出超過となっており、また、平成 14 年度予算でも 2 億 91 百万円の支出超過と増加傾向であり、今後とも多額な支出は続くものと見込まれる。なお、高松市食肉センターに直接関連するものではないが、当該センター建設に伴う周辺環境整備事業費も支出されている。

更に、今後予定される支出として、当該センター建設に係る借入金 27 億 23 百万円の返済が平成 15 年度より始まり、平成 16 年度から平成 30 年度までの 15 年間で元利合わせて毎年 2 億円強の支出が予定されている。

したがって、市民への安全で良質な食肉の安定供給や地域での畜産事業の振興に対する配慮も必要であるが、高松市の厳しい財政状況を踏まえて、平成 13 年度では対象外となっている当該事業への事務事業評価を実施するとともに、その結果を反映した支出削減等の具体的な対応策を早急に検討すべきである。

< 財団法人 高松市学校給食会 >

1. 財団法人高松市学校給食会の概要

(1) 設立の目的

財団法人高松市学校給食会(以下、「給食会」という。)は、高松市立学校の給食事業の充実発展とその適正化を図り、学校教育の円滑な遂行に寄与することを目的として設立されたものである。

具体的には、市内全校において同一献立を可能とするため、安定的に大量の給食食材を購入調達する事業を行い、魅力ある学校給食に努めることを目的としている。

(2) 事業内容

高松市に所在する小、中学校等に対して学校給食の提供を行っている。平成 13 年度において給食会が提供している対象学校数は、国公立小学校 42 校、公立中学校 18 校等である。具体的には、以下の業務を行っている。

献立の立案業務

保護者から徴収する給食費相当で栄養のバランスを勘案して、給食の献立を立案する。

給食の食材の発注業務

立案した献立に基づき、必要な食材の選定を行い、これを業者に発注する。

食材の仕入代金の支払業務

発注した食材に係る仕入代金の支払を行う。

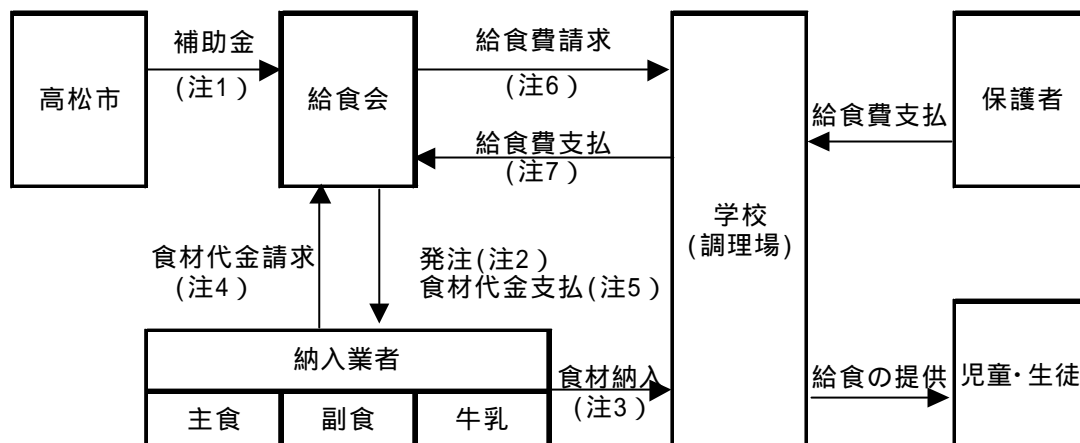
給食場での燃料費の支払

各学校の給食場で使用する燃料(重油、プロパンガス等)に係る代金を業者に支払う。

なお、保護者から徴収される給食費には、事務費用(1食当たり 0.7 円)が含まれており、これが給食会の運営費用に充てられているが、これだけでは運営費用の全額を賅うことができない。このため、高松市は給食会に勤務する職員の人件費をはじめ、調理

場で使用する燃料費(重油、プロパンガス等)及び事務管理費の相当額を補助金として支出している。

なお、上記取引関係を図で示すと、以下のとおりである。



- (注1) 学校給食法第6条に基づく高松市の補助金の支給である。
- (注2) 各校から報告のあった給食予定者数に基づき、必要食材を登録業者へ発注する。
- (注3) 納入業者から各校の調理場へ直接配送される。調理場担当者が納品された食材と納品書を照合し、検品を行う。毎月2回、高松市保健所職員、教育委員会職員及び給食会職員が納品状況の立入調査をする。
- (注4) 納入業者から納品された食材に係る請求書が給食会に送付される。
- (注5) 各校から納品書及び納品書を集計した納品内訳書入手し、これらと請求書を照合した後に振込みにより代金を支払う。
- (注6) 各校から報告のあった給食予定者数を集計し、請求金額を算定し、請求書を各校へ送付する。
- (注7) 請求金額に基づき、各校から給食費が入金される。保護者からの給食費の督促及び回収管理は各校の責任のもとに行われる。

(3) 事務執行の概要

給食費の徴収業務

(a) 給食費の概要

給食費は、小、中学校等ごとに給食会で決定される。改定は3年ごとに実施されており、平成13年度については検討の結果、変更の必要が認められなかったため据え置きとなった。

なお、平成 13 年度の給食費の内訳は、以下のとおりである。

(単位：円)

費 目	小学校			中学校
	低学年 (1～2年生)	中学年 (3～4年生)	高学年 (5～6年生)	
主食費	37.93	43.96	52.32	57.15
副食費	124.75	131.72	136.36	148.53
牛乳費	38.62	38.62	38.62	38.62
事務費	0.7	0.7	0.7	0.7
計	202	215	228	245

(注)上表は、給食会作成の事業報告書より作成した。

保護者からの給食費徴収は各学校で行われているが、給食会へは各校の全額が回収されるため、給食会での滞納額は発生しない。滞納者への督促及び回収管理は各学校の責任のもとに行われる。

食材の購入業務

(a) 業者の登録

給食事業の特性上、納入業者には安全な食材を安定的に供給し、かつ立地の異なる複数の調理場へ定められた時間に食材を配達することが要求される。このため、過去の実績及び信用等の面で問題ない業者を選定する必要があり、給食会では登録制を採用している。登録は毎年 1 回行われている。

登録に際して、給食会は納入希望業者から高松市学校給食会物資納入業者申請書及び審査書類を入手している。審査書類は、業者からの誓約書、営業所及び倉庫の見取り図、会社の登記簿謄本、納税証明書、主な販売先証明書等である。

新規の納入希望業者の審査に際しては、上記の書面による審査に加え、工場、店舗及び販売所等の整備状況の視察も実施する。この結果、「学校給食用物資納入業者登録基準」を満たし、安全かつ安定的な食材の供給ができるかどうか検討し、理事長が承認する。

(b) 納入業者の選定及び納入単価の決定

(ア) 主食の納入業者について

主食については、財団法人香川県学校給食会が各学校等の調理場の立地を考慮して業者を選定する。また、同給食会で登録業者及び購入単価が予め決められており、高松市学校給食会では登録業者の選定及び価格交渉は行っていない。

(4) 副食の納入業者について

生鮮食品である青果物及び肉類は、市場価格や流通量の変動が大きく、一括して大量の食材を安定的に調達するために、有限会社高松市卸売市場青果学校給食部及び協同組合高松食肉共同受注センターと納入契約を締結している。青果物の納入契約は年間契約で締結されており、購入単価はその日の市場価格による。また、肉類の納入契約は各学期で契約が締結されており、契約で定められた価格で購入している。

加工食材や調味料等の業者選定は、登録業者から見積書及びサンプル品入手し、学識経験者、学校長、栄養士、調理員、市教育委員会職員で構成される物資購入委員会でサンプル品の検食及び協議が行われ、納入業者を決定する。選定の際には、原則として最も安価で供給する業者を選定するが、食材が生徒・児童に合わない等の理由により最も安価な業者にならない場合もある。なお、業者の選定は、理事長の承認により決定される。

人事管理について

給食会の役員は、平成 14 年 3 月 31 日現在、理事長 1 名、副理事長 2 名、常務理事 1 名、理事 9 名、監事 3 名である。役員は P T A 関係、小、中学校長、学識経験者、市教育委員会職員からなり、すべて無報酬である。

また、職員は、常勤職員 5 名であり、高松市役所からの出向者はいない。

規程類

給食会の給与規程は、高松市の規程を準用して作成しており、内容は高松市のものとほぼ同じ内容である。

勤怠管理

出勤簿を設けており、出勤の事実を管理している。月次で上席者により承認される。また、超過勤務が生じる場合は、休日勤務・時間外勤務命令簿に記載され、上席者により承認される。

2. 給食会の経営状況

(1) 経営成績の経年比較分析

消費収支計算書の経年比較

給食会作成の消費収支計算書の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

科 目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
収入の部					
給食費収入	1,284,836	1,320,421	1,279,740	1,259,924	1,236,905
受取利息	169	149	127	105	45
補助金	66,465	58,488	58,415	61,604	63,163
雑収入	1,607	2,074	1,648	1,752	1,796
収入合計	1,353,078	1,381,132	1,339,932	1,323,387	1,301,910
支出の部					
物資購入費	1,318,704	1,349,199	1,307,250	1,289,983	1,268,620
総務管理費	32,015	31,248	31,556	32,480	32,624
委員会費	917	718	957	688	677
雑費	42	51	82	29	67
支出合計	1,351,680	1,381,217	1,339,847	1,323,181	1,301,989
当期収支差額	1,398	84	85	205	79
次期繰越収支差額	34	119	33	171	92

(注)上表は、給食会作成の消費収支決算書より作成した。

高松市では、上記物資購入費のうち給食食材の購入実費、及び事務費の一部を保護者負担とし、それ以外の物資購入費に含まれる燃料費、総務管理費等を義務教育諸学校の設置者である高松市が負担している。これは、学校給食法第6条に定める経費負担の考えに基づくものであり、この結果、高松市からの補助金収入は年間60百万円前後で推移している。

給食会は上記の考えに基づき高松市から補助金を収受しているため、原則として収支差額が均衡するように運営を行っており、余剰が生じた場合は高松市にこれを返還している。

なお、平成10年度の給食費収入の増加は、消費税率の上昇に伴う給食費単価の引上げによるものであり、平成11年度以降の減少は少子化による高松市の児童・生徒数が減少していることによるものである。

負担者別収入及び支出の経年比較

保護者は食材の全額と事務費の一部を負担しており、高松市は燃料費の全額と事務費の大部分を負担している。そこで、負担者別に収入及び支出の費目別経年比較分析を試みる。

【保護者負担額及びこれに対応する支出】

(単位：千円)

科 目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
給食費収入	1,284,836	1,320,421	1,279,740	1,259,924	1,236,905
その他収入(注2)	1,776	2,223	1,775	1,857	1,841
収入合計	1,286,612	1,322,644	1,281,515	1,261,781	1,238,746
主食費	267,106	294,815	286,831	271,417	265,981
副食費	802,886	818,310	792,417	779,930	759,723
牛乳費	211,652	205,780	199,169	204,425	209,367
雑費	17	18	46	16	18
事務経費 (保護者負担分)	4,215	4,105	3,982	3,925	3,861
支出合計	1,285,876	1,323,029	1,282,446	1,259,713	1,238,951
収支差引	736	385	931	2,068	205

【高松市負担額及びこれに対応する支出】

(単位：千円)

科 目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
補助金収入	66,465	58,488	58,415	61,604	63,163
収入合計	66,465	58,488	58,415	61,604	63,163
燃料費	37,044	30,276	28,787	34,196	33,530
総務管理費	32,015	31,248	31,556	32,480	32,624
委員会費	917	718	957	688	677
雑費	42	51	82	29	67
事務経費 (保護者負担分)	4,215	4,105	3,982	3,925	3,861
支出合計	65,803	58,188	57,400	63,467	63,037
収支差引	662	300	1,015	1,863	126

(注1) 上表は、給食会作成の消費収支計算書より作成した。

(注2) その他収入の大半は消費税還付金である。給食会の取引のほとんどは食材に係るものであるため、発生原因に対応させるため保護者負担額の区分に含めた。

保護者から徴収した給食費及び高松市が支出した補助金について、5年間の推移を見る限りは、本来の目的どおり支出されている。

保護者負担に対応する支出の主なものである主食費、副食費及び牛乳費は、平成 10 年度に増加しているが、平成 11 年度以降は減少傾向が継続している。平成 10 年度の増加は消費税率上昇による影響であり、平成 11 年度以降の減少は少子化により給食数が減少したためである。

(2) 利用状況の経年比較分析

給食数の推移は、以下のとおりである。

(単位: 食)

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
小学校	4,018,512	3,911,748	3,802,081	3,760,115	3,756,234
中学校	1,983,921	1,933,420	1,867,057	1,826,707	1,738,007
その他	19,908	19,648	20,349	21,396	21,635
合計	6,022,341	5,864,816	5,689,487	5,608,218	5,515,876

(注)上表は、給食会作成の事業報告書より作成した。

平成 9 年度以降、少子化の影響により児童数・生徒数は一貫して減少傾向にあり、これに対応して給食数も減少している。

(3) 他の自治体との比較分析

平成 13 年度の給食費の保護者負担額について、四国内の県庁所在地と比較した結果は以下のとおりである。なお、各市の給食費の体系が異なるため、中学校についてのみ記載した。

(単位: 円)

市 別	主食費	牛乳費	副食費	その他	合計
高松市	57.15	38.62	148.53	0.7	245
松山市	38.93	38.13	172.94	-	250
徳島市	61.81	38.2	181.99	-	282
高知市	63.6	36.3	165.6	9.5	275

(注)上表は、給食会作成の給食費(1 食)に関する調べより作成した。

高松市については、他の県庁所在地と比較して以下の特徴がある。

主食費については松山市と比べると高いが、他の市と比較するとほぼ同額である。

牛乳費については、ほぼ同じ水準である。

副食費については他の市より安価であるが栄養基準は満たしている。

3. 給食会に関する監査結果

平成 13 年度における給食会の出納その他の事務の執行について、必要書類の閲覧、証憑突合、比較分析、質問等により各監査要点について検証した結果、私の実施した監査範囲及び監査手続の限りにおいては、平成 13 年度における給食会に関するそれらの事務は、根拠法令、条例等に基づいており、また、その運用状況についても適正に執行されており、特に指摘すべき事項はない。

4. 給食会に関する監査結果に添えて提出する意見

地方自治法第 252 条の 38 第 2 項の規定に基づき、次のとおり意見を提出する。

(1) 主食の納入業者について

主食の納入業者は、財団法人香川県学校給食会が、各学校等調理場の立地条件を考慮して選定している。主食については、均一で良質な食材を安価で安定的に調達できることから香川県学校給食会の選定業者と取引する意義はある。

しかし、今後は県指定業者に限らず、市独自に登録を行い、入札により業者を選定する等、競争原理の導入を検討することも必要である。

(2) パッケージソフトの導入

給食会では、会計帳簿及び管理台帳のほとんどが手書で作成されており、その結果、帳票の転記及び集計作業が煩雑かつ非効率となっている。したがって、システム化の費用と人件費を比較した上で、できるだけ早期にパッケージソフトの導入や表計算ソフト等の活用により、日常業務の効率化を図るべきである。

< 財団法人 高松市スポーツ振興事業団 >

1. 財団法人 高松市スポーツ振興事業団の概要

(1) 設置の目的

財団法人 高松市スポーツ振興事業団(以下「事業団」という。)は、高松市及び高松地区広域市町村圏振興事務組合から委託を受けたスポーツ施設を、安全かつ機能的・効率的に運営管理し、また、住民ニーズに即した自主事業等を開催し、健康増進とスポーツ振興を図るとともに、地域スポーツの拠点としてのコミュニティの活性化に努めることを目的として設立された。

具体的には、スポーツ施設の管理に加え、時代の変化と多様な住民のニーズ等に対応するスポーツ行事の開催、総合体育館トレーニング室等におけるメディカルチェックや体力測定などにより、個々の体力、目的に応じた生活メニュー提供などの健康生活促進支援の推進等を目的としている。

また、上記目的の達成を支援するために、高松市公共施設利用総合情報システム(タカマツ・シティ・ネット)や毎月 1 回定期的に発行する「スポーツセンターニュース」等を通じて施設やスポーツ行事の情報提供も行っている。

(2) 事業内容

事業団では、以下のスポーツ施設の運営管理を主たる事業内容としている。その具体的な業務は、施設の使用許可に関する事項、収納に関する事項及び施設管理のための業務委託契約の締結等の事務である。

なお、平成 14 年 3 月 31 日現在での事業団が管理する施設及び高松市における所管部署は、以下のとおりである。

施設名	事業区分(注)	高松市所管部署
高松市総合体育館	総合運動施設	市民スポーツ課
高松市立ヨット競技場	ヨット競技場	市民スポーツ課
高松市立朝日町庭球場	庭球場及び運動場	市民スポーツ課
高松市立亀岡庭球場	庭球場及び運動場	市民スポーツ課
高松市立仏生山運動場	庭球場及び運動場	市民スポーツ課
高松市南部運動場	庭球場及び運動場	市民スポーツ課
高松市立市民プール	プール	市民スポーツ課
高松市福岡町プール	プール	市民スポーツ課
高松市亀水運動センター	総合運動施設	市民スポーツ課
高松市西部運動センター	総合運動施設	市民スポーツ課
高松地区広域市町村圏振興事務 組合西部広域スポーツセンター	総合運動施設	環境総務課
高松市立仏生山公園体育館	総合運動施設	公園緑地課
高松市立仏生山公園温水プール	プール	公園緑地課

(注)各事業区分の主な内容は、以下のとおりである。

総合運動施設

体育館やスポーツセンター等、複数のスポーツを行うことが可能な施設である。総合運動施設にはプールやテニスコートなどを併設しているものもあるが、施設全体としての状況を把握するため、総合運動施設に含めた。

プール

屋外及び屋内プールを単独で設置している施設である。

庭球場及び運動場

テニスコート及びグラウンドを単独で設置している施設である。グラウンドではテニスコートを併設しているため、同一の事業区分とした。

ヨット競技場

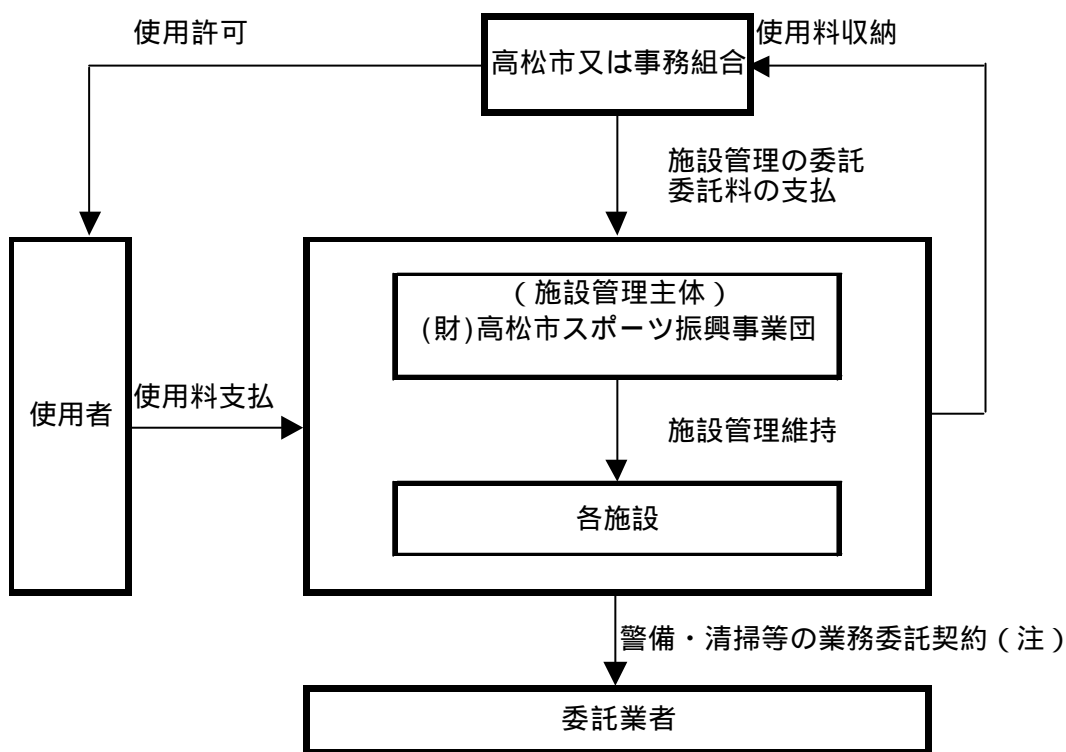
ヨットの陸置場である。

(3) 事業団の取引の概要

事業団の主たる収入は、高松市より支払われる委託料である。なお、施設等の使用者から徴収される負担金（使用料）は、事業団を経由して高松市に納付されるが、会計上は事業団の収入とはならず、高松市の収入に計上される。また、各施設等の警備業務や管理業務、清掃業務等を、事業団では外部の業者に再委託している。

なお、事業団で利用されている各種機器等の備品については全て高松市所有であり、事業団が管理している。

上記関係を図で示すと、以下のようになる。



(注) 運動施設の警備(体育館等の警備やプールの監視員等)や管理業務(電気・ボイラー関係の日常の運転等)、清掃業務を再委託している。なお、重要な再委託契約に際しては、毎年度3者以上の見積を入手し、再委託の金額の妥当性を検討することになっている。

(4) 事務執行の概要

使用料等の収納管理

(a) 概要

収納処理は、各スポーツ施設にて使用者から使用料が支払われ、高松市に振り込まれる。

収納された金額は個人使用日誌等の各種日誌や受付日報等の各種日報、ジャーナル等をもとに「使用料収納一覧」に転記し、手許現金と照合の上、上席者の点検を受ける。

(b) 使用券及び使用回数券の管理

高松市総合体育館のトレーニング室等、一定の施設には使用券及び使用回数券がある。

使用券等は全て連番により管理されており、総合体育館窓口や各施設に払い出すときは、台帳に事務担当者及び受取人がそれぞれ押印又はサインし、使用券等の管理台帳を作成している。

(c) 負担金（受講料）収入について

事業団では、さまざまなスポーツ教室を主催しており、受講者から負担金を受取っている。スポーツ教室を開催するに際しては、収支計画や教室の内容等が記載された決裁書によって常務理事の承認を事前に受け、受講者から負担金を受取った後に事務局へ持ち込まれる。

教室開催後は、収支結果及び反省点等について結果報告書が作成され、事務局長の承認を受ける。

人事管理

(a) 人員の状況

役員は、平成 14 年 3 月 31 日現在、理事長 1 名、副理事長 2 名、常務理事 1 名、理事 7 名、監事 2 名で構成される。このうち事業団から報酬を得ている常勤役員は 1 名である。また、職員は、常勤職員 32 名、非常勤職員 24 名の合計 56 名である。非常勤職員は、各施設で常勤職員の補助を行っている。なお、高松市からの出向者等はいない。

(b) 規程類

事業団における報酬規程はなく、高松市人事課から提示される報酬額に基づき決定される。また、給与規程は高松市の規程を準用して作成しており、高松市のものとほぼ同じ内容である。

(c) 勤怠管理

各施設に出勤簿を設けており、これで出勤の事実を管理している。各部署において月次で上席者の承認後、当該出勤簿を総務課に回付し、出勤状況の把握を行っている。また、時間外勤務が生じる場合は、各部署で残業予定日、残業理由、予定者及び時間数を記載した事務連絡票が作成され、各所長が内容を承認の上、総務課長の決裁を受ける。

2. 事業団の状況分析

1.(2)事業内容 に記載したとおり、事業団では 13 ヶ所のスポーツ施設を管理している。

以下の分析では、各施設ごとではなくスポーツ施設の種類ごとに類型化した上で分析する。

(1) 収支状況の経年比較分析

収支計算書の経年比較分析

(単位：千円)

科 目	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
収入の部					
基本財産運用収入	55	41	35	20	15
受託料収入	556,822	588,651	579,415	590,452	568,640
諸収入	4,179	1,461	319	292	239
事業収入	8,925	11,630	12,116	11,845	11,178
事業外収入	33	36	59	67	67
前期繰越収支差額	1,676	1,898	3,147	2,797	3,032
当期収入合計	571,690	603,716	595,091	605,472	583,170
支出の部					
施設管理費	387,695	418,561	413,916	426,366	412,999
広域管理費 (注 2)	99,393	107,431	100,655	99,285	94,430
仏生山管理費(注 3)	65,315	64,160	64,323	64,122	60,870
特定預金支出	4,937	-	876	991	596
福岡管理費	3,717	-	-	-	-
事業管理費	8,736	10,418	12,525	11,676	12,241
当期支出合計	569,792	600,570	592,294	602,440	581,135
当期収支差額	222	1,248	350	235	996
次期繰越収支差額	1,898	3,147	2,797	3,032	2,035

(注 1) 上表は、事業団作成の経営状況報告書より作成した。

(注 2) 広域管理費：西部広域スポーツセンターの管理費

(注 3) 仏生山管理費：仏生山体育館及びプールの管理費

基本的に事業団の収支構造は、施設管理に係る費用及び事業団自体の管理費を高松市からの受託料収入で賄うものとなっている。その結果、高松市からの受託料収入は過去 5 年間平均で 5 億 77 百万円となっており、毎年市から多額の支出がなされている。

管理運営費の費目別経年比較分析

高松市からの委託料の主たる内容が事業団における管理運営費であるため、以下では管理運営費（施設管理費、広域管理費及び仏生山管理費）の費目別経年比較分析を行う。

(単位：千円)

費目	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
人件費	195,390	216,354	221,737	231,721	234,337
需用費	122,470	142,584	122,569	135,461	133,077
再委託料	197,757	196,126	199,937	188,966	169,978
その他運営管理費	36,784	35,086	34,649	33,624	30,904
合計	552,402	590,152	578,893	589,772	568,298

(注)上表は、事業団作成の経営状況報告書より作成した。

上表のとおり、主要な支出内容は人件費、需用費及び再委託料の 3 つに大別される。

管理運営費全体として平成 10 年度に増加しているが、全国高校総体が開催されたこと及び高松市福岡町のプールが開設されたことにより、水道代や電力料等の需用費が増加したことが主な要因である。

各費目別に見ると、人件費は最も多額な費目であり、かつ定期昇給の影響で毎年継続して増加傾向にある。また、需用費は、主として光熱水費及び修繕費であり、平成 10 年の全国高校総体を除くと毎年 1 億 30 百万円前後で推移する傾向にある。再委託料については、平成 11 年をピークに減少傾向にあるが、これは高松市の緊縮財政の影響を受けて、主として価格引き下げにより再委託料を削減したことによるものである。

使用料及び管理料による経年比較分析

事業団では収支計算書を作成しているが、事業団の収入金額は高松市からの受託料収入となっているため、実際の利用者からの使用料収入金額はここからは読み取れない。

そこで、スポーツ振興事業の実態を把握するためには、施設が利用されることによる使用料収入の状況及び事業団の人件費や外部業者等に対して支払う管理運営費をもとに損益状況を把握するのが適切であり、以下では過去 5 年間の使用料収入額及び管理運営費の推移を事業の種類ごとに経年比較分析する。

(a) 総合運動施設

(単位：千円)

項 目	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
使用料収入額	105,085	114,300	110,003	100,535	99,001
管理運営費	434,566	409,612	399,199	410,283	392,603
収支差額	329,480	295,311	289,195	309,747	293,602

(注) 上表は、事業団作成の経営状況報告書より作成した。

体育館における収入は平成 10 年度の全国高校総体をピークに減少傾向が続いている。また、県民ホール等、県でも類似する施設を有し、各種会議の開催利用が減少したため、平成 12 年度以降使用料収入額は大幅に落ち込んでいる。現状は清掃業務や常駐警備業務に係る再委託料支出及び電力料等の需用費等の固定費負担が重く、収入額に比して管理運営費が相対的に多額になる状況が続いている。

体育館が公共性の著しく強いものであるため、使用料をいたずらに値上げすることができないことも一つの要因であると考えられる。

(b) プール

(単位：千円)

項目	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
使用料収入額	39,757	75,547	83,085	77,155	66,843
管理運営費	82,323	145,271	146,291	145,966	143,562
収支差額	42,566	69,723	63,205	68,810	76,719

(注)上表は、事業団作成の経営状況報告書より作成した。

平成 10 年度以降、高松市福岡町に屋内プールがオープンしたことにより、支出超過が増加し、70 百万円前後の水準で推移している。高松市の委託料負担額も、これ以前の年度と比較して平成 10 年度以降は福岡町のプールの支出超過分相当額に近い水準で増加している。また、平成 12 年度以降は、民間施設の参入に伴い使用者数が減少し、使用料収入の減少傾向が現在も続いている。

(c) 庭球場及び運動場

(単位：千円)

項目	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
使用料収入額	9,078	10,079	10,055	9,973	11,132
管理運営費	17,241	17,851	16,893	17,561	17,491
収支差額	8,162	7,771	6,837	7,587	6,359

(注)上表は、事業団作成の経営状況報告書より作成した。

基本的には建物がないため、設備維持が比較的容易であり、費用はあまりかからない事業である。

無人庭球場や無人運動場では、収入が支出を超過し、収入超過となっている。しかし、南部運動場の人件費負担が重く、事業区分全体としてみた場合は支出超過となっている。

(d) ヨット競技場

(単位：千円)

項目	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
使用料収入額	12,024	12,602	12,814	12,788	12,692
管理運営費	18,271	17,417	16,509	15,962	14,640
収支差額	6,247	4,814	3,694	3,173	1,947

(注)上表は、事業団作成の経営状況報告書より作成した。

使用料収入額は安定している反面、管理運営費は年々減少しているため支出超過額も減少傾向で、平成 13 年度の支出超過額は 1,947 千円と比較的小額なものとなっている。

(2) 使用状況の経年比較分析

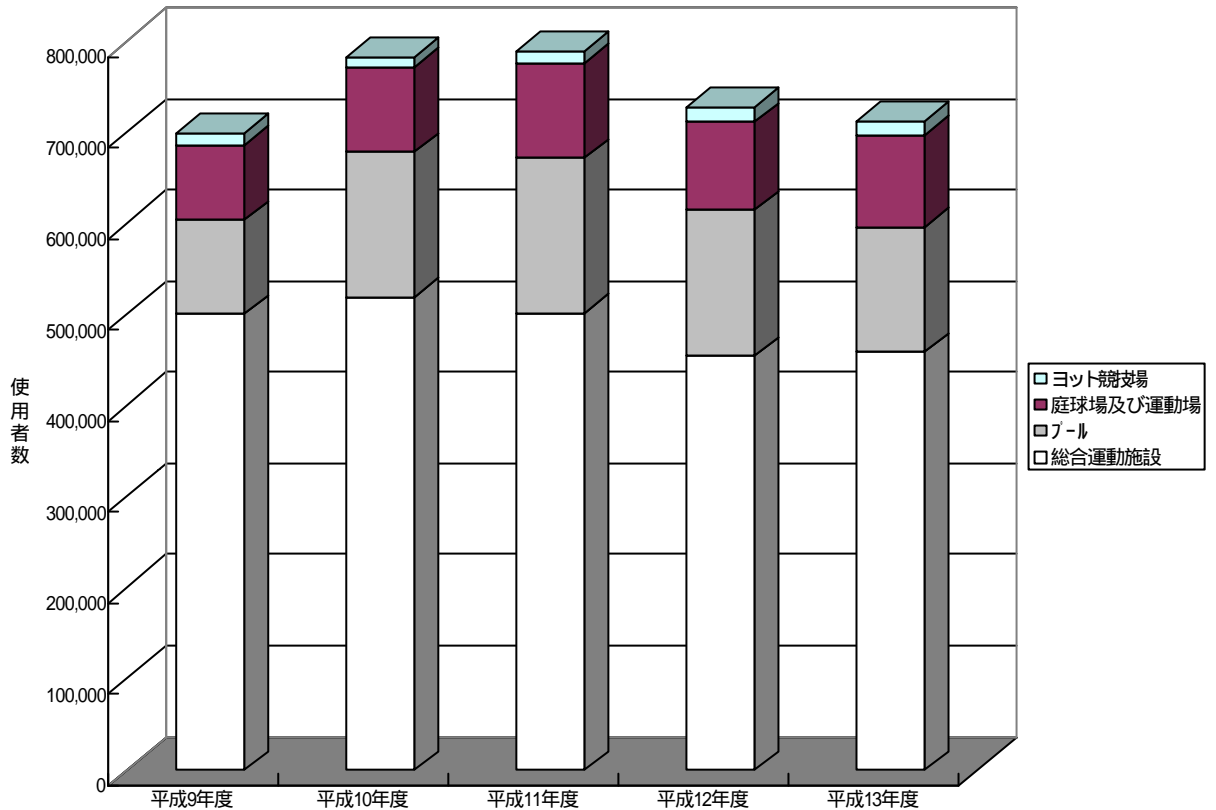
事業種類別の利用者（利用者）数の推移は、以下のとおりである。

(単位：人)

事業の種類	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
総合運動施設	501,196	519,351	501,948	454,824	459,605
プール	103,560	160,129	170,450	160,534	137,648
庭球場及び運動場	81,595	92,491	103,987	96,636	100,769
ヨット競技場	13,931	11,571	13,814	16,314	15,790
合計	700,282	783,542	790,199	728,308	713,812

(注)上表は、事業団作成の経営状況報告書より作成した。

使用者数推移



上表のとおり、施設の利用者（利用者）は、平成 11 年度をピークに減少傾向である。その主たる原因は、景気低迷によるスポーツ競技会の減少もあるが、民間施設との競合も影響しているものと考えられる。なお、年度別の利用者の増減要因は、以下のとおりである。

平成 10 年度

体育館は全国高校総体が高松市で開催されたことにより利用者数が増加した。また、平成 10 年 4 月に屋内プールとして高松市福岡町プールがオープンしたことにより、利用者数が大幅に増加した。また、高松市朝日町、亀水運動センター及び西部広域スポーツセンターの庭球場コート利用者数が前年度と比較して増加した。

平成 11 年度

前年度全国高校総体が開催された影響で体育館の使用が減少した。他方、前年度オープンした福岡町プールや仏生山公園体育施設、西部スポーツセンター等の郊外施設の使用が進んだ結果、運動場及びプールの利用者数は増加した。

平成 12 年度

財団法人日本相撲協会の全国巡業(高松場所)がなくなったことにより、総合体育館の観客数及び使用状況が大幅に減少した。また、天候に恵まれたこともあり屋外プールの使用者は増加したが、福岡町、仏生山公園の屋内プール使用人員が民間施設オープンの影響で減少した。

平成 13 年度

前年度に民間施設がオープンした結果、プールの使用者数が引き続き減少した。

なお、上記増減要因を要約すると、使用者数の増減は以下の要因によって影響される。

- a. 体育館の使用者数は、高校総体等、イベントの状況によって大きく影響を受ける。
- b. プールの使用者数は、民間施設のオープンの状況によって影響を受ける。
- c. 運動場及び庭球場の使用者数は、特に大きな変動要因はない。高松市に民間で営業するテニスコート等があまりないためと考えられる。

(3) 民間の同様施設との比較

使用者数の分析の結果、プールの使用者数は民間施設のオープンにより使用者数が大幅に減少していることが判明した。

そこで、事業団が管理するプールのうち最も使用者数の多い高松市福岡町プールと民間施設の概要を比較した。

	高松市福岡町プール	民間A施設	民間B施設
設備の内容	スイミングプール	スイミングプール ジャグジー、バスルーム 高温サウナ トレーニングジム スタジオ ラウンジ	スイミングプール 超音波流水プール トレーニングジム エアロピクス・スタジオ
営業時間	7,8月 10時～20時30分 その他の月 平日 13時～20時30分 土日祝 10時～20時30分	平日 10時～22時 土曜 10時～21時 日祝日 10時～19時	平日 10時～22時 日祝日 11時～18時 日によって早朝コース (6時から8時)を営業
使用料金 (注2)	1回560円(大人) (11回使用回数券 5,600円)	入会金 8,000円 月会費 8,500円 ビジター 3,000円	入会金 10,000円 月会費 10,000円 ビジター 2,500円
駐車料	1時間まで無料 1時間超え 340円	無 料	無 料

(注1) 上表は各施設のパンフレット等から作成した。

(注2) 民間施設の入会金及び月会費は、大人の通常(レギュラー)会員のものである。

民間施設においては、プールのみならずエアロピクス・スタジオ、トレーニングジム、浴室、サウナ等、1ヶ所でさまざまな設備の利用が可能となっている。また、22時まで営業され、仕事帰り等にも十分利用できるため、利便性が極めて高い。

他方、使用料金については、高松市福岡町プールではだれでも 1 回 560 円であるのに対し、民間施設の場合には会員でなければ 2,500 円から 3,000 円かかるため、高松市福岡町プールに優位性がある。しかし、継続して利用するために会員になった場合は、下記のとおり民間施設が優位となる。

例えば、週 3 回程度(月 15 日)を 1 回当たり 2 時間利用する場合、以下の料金となる。なお、交通は自家用車を利用するケースが多いため、駐車料を考慮した。

高松市福岡町プール(注 1)	民間 A 施設(注 2)	民間 B 施設
12,736 円	8,500 円	10,000 円

(注 1) 割安な使用回数券を利用するものとする。

$$(5,600 \text{ 円}/11 \text{ 回} + \text{ 駐車料 } 340 \text{ 円}) \times 15 \text{ 回} = 12,736 \text{ 円}$$

(注 2) 年払いの場合は年間 85,000 円となり、月換算で 7,083 円(17%割引)と安くなる。

市民がスポーツを通して健康を増進させ、また、スポーツ技能を高めるためには、継続的に運動することが重要であり、今後の健康志向の高まりに伴い、継続的にスポーツ施設を利用したいという市民の欲求は強くなるものと思われる。したがって、利用頻度の低い利用者には、高松市福岡町プールは料金的に優位性が認められるが、今後ニーズが益々高くなるとされる継続利用の場合には、施設内容、利用時間及び料金面で優位性が認められない。

なお、事業団が管理する高松市総合体育館のトレーニング室の料金は、1 人 1 回 640 円、11 回使用回数券が 6,400 円であり、ほぼ同様な状況である。

(4) 行政コスト計算書による検討

事業団の決算書は、公益法人会計基準(昭和 60 年 9 月 17 日 公益法人指導監督連絡会議決定)に基づき作成されているが、各施設の運営管理に係る受託料等の収入及び費用が計上されるのみであり、施設利用者より徴収した負担金(使用料)、各施設の減価償却費や施設取得に伴う市債等の支払利息が計上されておらず、実態を表したものとはなっていない。

したがって、各施設の運営実態を把握し、その行政目的である公益性に配慮しつつも、その効率性及び経済性を評価し、最少経費で最大効果を達成するためには、各施設の所有者である高松市と連結した企業会計方式による行政コスト計算書の作成が有用である。

そこで、以下では平成 13 年度における事業団が管理・運営するスポーツ施設について行政コスト計算書を試算し、事業団の実態を明確にする。

【事業団全体の行政コスト計算書】

(単位：千円)

科 目	金 額
人件費	234,337
需用費	133,077
再委託料	169,978
その他費用	43,744
現金支出項目合計	581,135
減価償却費	351,776
退職コスト	8,569
非現金支出項目合計	360,345
行政コスト合計	941,481
受益者等負担額(使用料等収入)	204,200
差引一般財源等負担額	737,281

【指標】

平成 13 年度使用者数(延人数)	713,812
受益者等負担割合	21.7%
一般財源負担割合	78.3%
市民1人当たり一般財源等負担額(円)	2,221
使用者 1 人当たり行政コスト(円)	1,319
使用者 1 人当たり一般財源等負担額(円)	1,033

(注 1)減価償却費については、建物及び工作物についてのみ算定した。なお、減価償却の方法は、耐用年数を 50 年、残存価額をゼロとする定額法によった。

(注 2)退職コストは、年度末に職員の全員が自己都合により退職したと仮定した場合の退職金要支給額の平成 13 年度増加額である。

(注 3)市民 1 人当たり一般財源等負担額は、高松市推計人口 331,915 人(平成 14 年 4 月 1 日)を使用して算定した。

前記 2.(1)、収支計算書の経年比較分析で記載したとおり、事業団の収支状況は、ほぼ収支均衡となっているが、減価償却費及び退職コストを含めた行政コストの総

額は 9 億 41 百万円であり、施設使用料等の受益者等負担 2 億 4 百万円を差し引いた 7 億 37 百万円が一般財源等からの負担となっている。

【事業の種類別行政コスト計算書】

(単位：千円)

科 目	総合運動施設	プール	庭球場及び運動場	ヨット競技場	その他(注)	合 計
現金支出項目	392,604	143,563	17,491	14,641	12,837	581,135
減価償却費	246,191	78,907	18,569	8,109		351,776
退職コスト	7,141	909	260	260	0	8,569
非現金支出項目計	253,332	79,816	18,828	8,369	0	360,345
行政コスト合計	645,936	223,378	36,320	23,010	12,837	941,481
受益者等負担額	99,001	66,843	11,132	12,693	14,531	204,200
差引一般財源等負担額	546,935	156,535	25,188	10,317	1,694	737,281

【指標】

平成 13 年度使用者数	459,605	137,648	100,769	15,790	-	713,812
受益者等負担割合	15.3%	29.9%	30.7%	55.2%	-	21.7%
一般財源等負担割合	84.7%	70.1%	69.3%	44.8%	-	78.3%
市民1人当たり一般財源等負担額(円)	1,648	472	76	31	-	2,221
使用者1人当たり行政コスト(円)	1,405	1,623	360	1,457	-	1,319
使用者1人当たり一般財源等負担額(円)	1,190	1,137	250	653	-	1,033

(注)その他は売店、自動販売機での商品売上や受取利息、事業管理費等が主なものである。

上表のとおり、各事業において一般財源等からの負担が多額に発生している。特に、設備運営に係る支出と当初設備投資額が大きい総合運動施設やプールについては、一般財源等負担額がそれぞれ 5 億 47 百万円、1 億 57 百万円と多額に及んでいる。

それぞれについて、市民の健康増進とスポーツ振興を図るとともに、地域スポーツの拠点としてのコミュニティの活性化という政策目標から、ある程度の一般財源等からの負担は許容されるものと考えられる。例えば、総合運動施設については民間で作ることが採算的に困難であるため行政で対応するケースが多く、また、使用者の多さから判断して公益性が非常に高いため、比較的多額の一般財源等からの負担もやむを得ない面が

ある。プールについても頻繁には利用しない市民の場合には、一回当たりの使用料金の安価な市の施設は便利であろう。

また、受益者負担の観点から事業別に比較すると、広く利用される総合運動施設の受益者負担割合は低く、使用者が限られているヨット競技場は高くなっている。

3. 事業団に関する監査結果

事業団の出納その他の事務の執行状況について、下記のとおり一部改善を要する事項が認められた。適切な改善措置を講じられたい。

(1) 再委託先の選定について

平成 13 年度の委託契約に関する決裁書を閲覧したところ、下記の事項が発見された。

複数者の見積書の入手

重要な委託契約については、毎年度に 3 者以上の見積書を入手し、委託料の金額を検討することとしているが、全ての契約について複数者の見積は入手していない。

事業団会計規程第 30 条では、「随意契約しようとする場合で予定価格が 80 万円以上のものは、原則として 2 以上から見積書を徴しなければならない。」とされている。

随意契約であっても、分析に示したとおり支出項目のうち再委託料は金額的に重要な費目であり、かつ高松市からの受託料が年々減少している状況のもとでは削減する必要性が高く、原則として 2 者以上の見積書を入手し、価格交渉に資する必要がある。

施設管理業者の選定

施設管理業務に係る見積書の入手を行っている業者は、高松市の指定業者が多数あるにもかかわらず特定 3 者となっており、かつ随意契約となっている。

過年度における 3 者のそれぞれの委託施設に異動がないことから、外観的には競争原理が働いているとは言い難い状況となっている。事業団の説明によると、これまで実績のある業者の方が安心できるという理由でこれを継続している。しかし、本来施設管理業務については、その委託金額が多額であるため、随意契約でなく指名競争入札を採用することが必要である。

(2) 備品の管理について

現物調査

備品について、現物管理するためのシールが貼り付けられていないものや、備品一覧と現物が不一致となっているものも散見された。

施設の備品等については、施設での使用状況や老朽化の程度、現物の在高等を適切に管理し、問題があればタイムリーに対応することが必要である。

高松市との契約内容

事業団と高松市の間では、高松市体育施設の管理運営委託契約書が締結されており、事業団の事業及び出納業務等はこれに則ってなされているが、備品の管理については、体育施設を滅失または毀損した場合、事故報告書を提出する旨が当該契約書に記載されているのみであり、現物調査等が具体的に規定されていない。

定期的な現物調査の結果や器具の修繕等についてもタイムリーに市役所の所轄部署に報告する旨明確にする必要がある。

(3) 税務申告について

事業団は青色申告法人であり、平成 11 年度において税務上の欠損金(443 千円)が発生している。税法上、青色申告法人については、欠損金が生じた場合、欠損金発生後 5 年間以内であれば生じた課税所得から控除(いわゆる繰越欠損金控除)できるが、事業団では翌年度である平成 12 年度に控除可能な課税所得が 460 千円あるにもかかわらず当該繰越欠損金控除をしておらず、これにより税金が約 138 千円過納となっている。

当該繰越欠損金控除は、税法上認められた制度であり、税務上の欠損金がある場合は当該制度を適用し、不要な税金の支出を避ける必要がある。

(4) 手数料単価誤りについて

施設に設置されているジュースの自動販売機に係る販売手数料の計算に際して、料率等の契約内容が変更されているにもかかわらず、変更前の料率で計算しているものが 1 件(単月の影響額 1 千円)発見された。手数料の計算については、内容を確認した上で正しく行う必要がある。

(5) 使用券・使用回数券管理台帳と現物の不一致及び押印もれ

未使用の使用券及び使用回数券は総務課で現物保管しており、使用券等に付された連番に基づき回数券管理台帳を作成することにより現物管理を行っている。総務課から施設等に使用回数券等を支給する際には、当該管理台帳に担当者及び受取人が確認印及び受領印を押印することとしているが、平成 14 年度の使用券の管理台帳で受領者の押印もれが 1 件発見された。また、使用回数券については払出の記入漏れが発見された。

使用券及び使用回数券はいずれも施設を利用するためのチケットであり、現金と同様に厳格に扱われるべきものである。このため、管理台帳への記入は適切に実施する必要がある。

(6) 領収書控と会計伝票との照合

領収書は、主として自動販売機やスポーツ用具の販売手数料等の受領時に発行され、当該領収書控えに基づき総務課担当者が会計伝票を起票しているが、起票担当者以外の者によって会計伝票と領収書控えとの照合が行われていない。領収書控えは起票された会計伝票の唯一の証憑であり、会計伝票との照合は受領した金額が正確に記帳されていることを確かめるために重要な手続である。今後は、起票担当者以外の者による領収書控えと会計伝票の照合を実施し、照合印等の押印を行うことが必要である。

4. 事業団に関する監査結果に添えて提出する意見

地方自治法第 252 条の 38 第 2 項の規定に基づき、次のとおり意見を提出する。

(1) 民間との競合について

高松市の運営するプールの開設期間、使用料金及び規格は下記のとおりであり、使用料金は比較的安価に設定されているが、前記 2 . (2) 使用状況の経年比較分析で記載したとおり、民間施設の参入もあり、平成 12 年度以降のプールの利用者数が大幅に減少している。

施設名	開設期間	使用料金 (大人 1 人 1 回)	規格
西部広域スポーツセンター	通年	560 円	25m・6 コース
高松市福岡町プール	通年	560 円	25m・6 コース
高松市立仏生山公園温水プール	通年	560 円	25m・7 コース
高松市立市民プール	7 月 1 日～8 月 31 日	500 円	50m・9 コース 流水プール 少年プール 幼児用プール
高松市亀水運動センター	7 月 1 日～8 月 31 日	370 円	25m・8 コース

(注) 上記施設の利用可能時間は、ほとんど 20 時 30 分までとなっている。

前記 2 . (3) 民間の同様施設との比較で記載したとおり、民間施設ではハード面でもより多様な施設を持ち、利用時間も 22 時まで営業している施設も多く、また、継続利用者にとっては会員になれば使用料金も相対的に安くなることから、利用者が民間施設に流れており、そのことが上記プール利用者減少の原因の一つと考えられる。

プール施設に限らず、他のスポーツ施設についても同様のことが言えるが、各スポーツ施設に対する市民ニーズや立地条件、民間施設の参入状況等のそれらの施設を取り巻く環境は、設置時より相当変化していることも考えられる。また、前記 2 . (4) 行政コスト計算書による検討で記載したとおり、事業団が管理運営するスポーツ施設に対し

ては、平成 13 年度で 7 億 37 百万円という多額の一般財源等負担額が試算されることから、各施設それぞれの特性、公益性、利用状況、市民ニーズ等を踏まえて、市でそれら施設を運営する意義について再度検討し、管理経費の面からみて有利であると考えられる場合、施設の運営等について民間へ委託を含めて全面的に再検討すべきと考える。

(2) 人件費について

前記 2 . (1)、 管理運営費の費目別経年比較分析で記載したとおり、事業団における人件費は最も多額な費目であり、かつ増加傾向であるため、当該人件費の削減が今後の課題となる。

したがって、各施設の人員配置について、それぞれの施設の特性等を考慮した上で無人化又はボランティアの活用が可能かどうか、人を配置する必要がある場合でも必要以上の人員が配置されていないか、民間への業務委託が可能か否か、等の観点から全面的に再度見直しを行い、人件費の削減を検討すべきである。

(3) 滞留商品について

往査した施設うち、長期にわたって販売実績のない商品（使い捨てカメラ等）を保有している施設があった。商品販売については、利用者のニーズ等を考慮したうえで各施設で取扱うべき商品の内容又は商品販売の要否を検討することが必要である。

(4) 放置艇への対応について

高松市ヨット競技場において、転勤等により連絡先が不明である者や、連絡は可能であるが無許可でヨットを陸置きしている者がいる。このような場合、住所等を高松市で調査のうえリストを作成し、個別に電話、訪問等により撤去を促しており、当該ヨットについては無許可等のため放置艇として取扱い、枠外に保管している。

しかし、無許可のヨットを枠外に保管することについての保管料等の定めは条例等には規定されていないため、利用者間の公平性の観点からは問題であり、放置艇の取扱いについて条例等で明確にする必要がある。

< 監査結果に添えて提出する意見：共通事項 >

・ 外郭団体の見直しについて

高松市が 25%以上を出資又は出捐している財政的援助団体等、すなわち外郭団体は、平成 14 年 12 月 31 日現在 17 団体であり、市はそれらに対して出資、出捐だけでなく、毎年多額の補助金や委託料を支出している。

今回の監査では、市民ニーズの変化や民間との競合等により利用率が低下傾向の施設や高松市の管理監督が十分とはいえない外郭団体も見られた。また、高松市では、市税減少により財政状況が益々厳しくなっており、外郭団体の見直しによる統廃合等での歳出削減が急務であると言える。

福岡市では、外郭団体の経営実態を民間経営手法で診断する経営評価システムを平成 15 年度から導入し、それに基づく経営評価により、経営状況、事業内容の改善が見られない団体や設立当初の目的が失われた団体などの統廃合を強固に進めていく方針である。香川県でも行財政改革計画の一環として、外部有識者を交えた県行財政改革推進会議で外郭団体の統廃合を含む具体的な見直し案を策定し、平成 15 年度より実施する方針である。また、千葉県では、外郭団体の財務状況や事業内容の調査・分析を民間調査機関に委託し、各外郭団体が担う業務の必要性の度をランク付けし、廃止・民営化や統廃合、規模縮小の判断の材料にしているとのことである。高松市もこれらの自治体を参考に、外郭団体の見直しを具体的に検討することが望まれる。

なお、具体的な見直しに当たっては、次の点に配慮することが必要と考える。

業務の必要性の程度

公益性の程度

自立性指向

受益者負担の適正化

役員・職員の適正配置

民間との競合

NPO（注）やボランティアの活用

（注）Non Profit Organization（社会貢献や慈善のために活動する非営利組織）